高速道路の料金の額及び徴収期間の変更公告

平成26年３月31日に西日本高速道路株式会社が公告した高速道路の料金の額及び徴収期間の一部を下記のとおり変更しますので、道路整備特別措置法（昭和31年法律第７号）第25条第１項に基づき公告します。

平成 28 年５月 18 日

西日本高速道路株式会社
代表取締役社長　石塚　由成

記

１．［２］⑵⑳に、次を加える。

㈰　企画割引「熊本地震による災害復旧工事に伴う料金調整」

イ）割引をする自動車

対距離制区間及び別添６のうちＡ及びＣに掲げる高速道路において、九州縦貫自動車道鹿児島線の南関インターチェンジ、菊水インターチェンジ、植木インターチェンジ、熊本インターチェンジ若しくは益城熊本空港インターチェンジから途中流出し、九州縦貫自動車道鹿児島線の嘉島インターチェンジ、御船インターチェンジ、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジ若しくは八代インターチェンジから再流入又は九州縦貫自動車道鹿児島線の嘉島インターチェンジ、御船インターチェンジ、松橋インターチェンジ、宇城氷川スマートインターチェンジ若しくは八代インターチェンジから途中流出し、九州縦貫自動車道鹿児島線の南関インターチェンジ、菊水インターチェンジ、植木インターチェンジ、熊本インターチェンジ若しくは益城熊本空港インターチェンジから再流入して順方向に通行した後、最終出口インターチェンジにおいてその事実を示した自動車

ロ）割引を適用した後の料金の額

１．［１］⑴⑤イを適用した額と同額とする。

ハ）実施する期間

平成28年４月29日から西日本高速道路株式会社が別に定める日までとする。

ニ）その他

１．［２］⑵割引制度の各割引については、ロ）に定める割引を適用した後の料金の額に対して適用する。

特定計量器型式承認

日本電気計器検定所公告第 28－２号

電気計器の型式について、平成28年４月28日次のように承認したので、計量法（平成４年法律第51号）第159条第４項の規定により公示する。

平成 28 年４月 28 日

日本電気計器検定所
理事長　大谷　　進

型式承認番号	計器の種類	型の記号	製造事業者名	使用回路の相及び線式	定格値		
					電圧（V）	電流（A）	周波数（Hz）
第4125号	普通電力量計	Ａ５ＤＡ－ＲＳ31		交流単相２線式	100，200，240	30	
第4126号	普通電力量計	Ａ５ＤＡ－ＲＳ31					
第4127号	普通電力量計	Ａ５ＤＡ－ＲＳ31				120	
第4128号	普通電力量計	Ａ５ＤＡ－ＲＳ31					
第4129号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ－ＲＳ31	大崎電気工業株式会社	交流単相３線式	100	30	50，60
第4130号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ－ＲＳ31					
第4131号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ－ＲＳ31				120	
第4132号	普通電力量計	Ａ６ＤＡ－ＲＳ31					
第4133号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ－ＲＳ31		交流三相３線式	100，200	30	
第4134号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ－ＲＳ31					
第4135号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ－ＲＳ31				120	
第4136号	普通電力量計	Ａ７ＤＡ－ＲＳ31					

弁理士登録公告

平成28年４月27日に行った弁理士の登録及び抹消した者を弁理士法第27条の規定により次のとおり公告します。

登　録

月　日	登録番号	氏　名
４月27日	20774	内田　淳子
４月27日	20775	田口　昌浩
４月27日	20776	上田ゆかり
４月27日	20777	阿形　直起
４月27日	20778	石田　良平
４月27日	20779	藪田真太郎
４月27日	20780	渡邉　健一
４月27日	20781	山下　裕久

登録抹消

年月日	登録番号	氏　名	事　由
平成28年４月14日	08069	小田　治親	死亡抹消

弁理士数　11,064名
（平成28年４月27日現在）

平成 28 年５月 18 日　　日本弁理士会

特定侵害訴訟代理業務の付記公告

平成28年４月27日に弁理士の登録に特定侵害訴訟代理業務の付記を行った者について、弁理士法第27条の５に基づき次のとおり公告します。

付　記

月　日	登録番号	氏　名
４月27日	19750	浅木　信也
４月27日	19872	川崎玲二朗

特定侵害訴訟代理業務の付記を受けている弁理士総数　3,200名
（平成28年４月27日現在）

平成 28 年５月 18 日　　日本弁理士会

懲戒の処分公告

弁護士法第64条の６第３項の規定により下記のとおり公告します。

記

１　処分をした弁護士会　大阪弁護士会

２　処分を受けた弁護士

氏　　名　白井　裕之

登録番号　23727

事 務 所　大阪府大阪市北区西天満２－９－14　北ビル３号館605
法律事務所リーガルドクター

３　処分の内容　除名

４　処分が効力を生じた年月日

平成28年４月26日

平成 28 年４月 28 日　　日本弁護士連合会